

福祉車両等貸出しに関する取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、介護を必要とする高齢者や身体障害（児）者等で車椅子を必要とする者が外出するときに家族等が安心して運転をし、負担の軽減と福祉の向上を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 この事業の対象者は、次の各号に該当する者とする。ただし会長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

- (1) 宜野座村に住所を有する在宅の寝たきり高齢者、
- (2) 宜野座村に住所を有する身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳所持者で一般の交通手段の利用が困難なもの
- (3) 疾病等により一時的に車椅子を必要とする者。

(対象車両)

第3条 貸し出すことのできる福祉車両は、リフト付き福祉車両とする。

(使用手続)

第4条 対象車両を使用したいときは、原則として1週間から3日前までに本法人会長（以下「管理者」という）に福祉車両使用許可申請書（様式第2号）を提出し許可を受けるものとする。

2. 前項に定める申請する際は、運転免許証の写しを添付する。

(貸出期間)

第5条 貸出期間は、利用車両に業務の支障がない日の原則1日とする。ただし管理者が必要と認めた場合はこの限りでない。

(燃料の補充)

第6条 福祉車両の使用後は、使用した燃料を使用者負担により全量補充し洗車のうえ返却するものとする。

(遵守事項)

第7条 運転者は、普通自動車運転免許証を有し、運転技術に習熟していること。

2. 運転者は、リフト車の取扱い操作の指導を受け、安全運転に心掛け、特に目的、行程及び所定の事項を遵守するとともに、運行前点検、終業点検等運行に必要な注意を怠らないものとし、運行状況を記録帳に記録しなければならない。

3. 貸出車両を借受中に事故が発生した時は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第72条の規定に基づき必要な措置を講じた後、速やかに会長に報告するとともに、後日、貸出車両事故報告書（様式第3号）を提出するものとする。

4. 貸出車両の借受け中に発生した事故等に関する示談等については、使用者が責任をもって必要な対処をすること。

5. 貸出車両の借受中に発生した事故等については、貸出車両の自動車保険の範囲内で補償することができる。ただし、保険で賄いきれないものまたは故意により損害を与えた場合は、使用者の責任とする。

6. 貸出車両の使用により、社会福祉法人宜野座村社会福祉協議会が損害賠償責任を負った場合は、宜野座村社会福祉協議会は、使用者に対して次の各号に掲げる部分を除く範囲内において求償権を行使することがある。

(1) 宜野座村社会福祉協議会が加入する自動車保険で補てんされる部分。

(2) 宜野座村社会福祉協議会の責めに帰すべき事由により生じた損害賠償責任に関する部分

(その他)

第9条 この要綱に定めるほか、問題が生じた場合には、両者が協議のうえ対応するものとする。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。